

問Ⅱ－２－①（最初の評議員の選任方法）

新制度の最初の評議員（候補）の選任方法はどうなっていますか。特に、理事（会）が個別の評議員を選任するよう定めることは可能でしょうか。

答

1 最初の評議員の選任方法（概略）

特例財団法人が最初の評議員を選任するには、旧主務官庁の認可を受けて理事が定めるところによることとされています（整備法第92条）。

そのため、特例財団法人は、理事が定め、旧主務官庁の認可を受けた「選任方法」に従って（新制度上の）評議員を選任することとなります（注）（補足）。

その際、当該「選任方法」に従って選任された者を明確にする観点から、最初の評議員の氏名を、定款又は定款の変更の案（整備法第102条）に記載することも有用な取扱いと考えられます。

2 理事（会）が個別の評議員を選任するよう定めることの可否

御質問のように、最初の評議員を選任する方法として、「理事（会）が個別の評議員を選任する」と定めることは、被監督者（理事）が監督者（評議員）を選任することとなり、評議員会の理事に対する監督が十分に果たされなくなるおそれがあることから許されないものと考えられます（一般社団・財団法人法第153条第3項第1号参照）。

3 最初の評議員の選任方法（考え方）

新制度（一般社団・財団法人法）における「評議員」は、一般財団法人の運営がその目的から逸脱していないかを監督する重要な立場にあります。

すなわち、新制度においては、財団法人の運営の適正を確保するため、「評議員」の資格を有している者に対し評議員会の議決権を与え、理事、監事、会計監査人の選解任権、報酬等の決定権を与えて役員等の人事権を独占させた上、決算の承認、定款の変更など法人運営における重要事項の最終的な意思決定権も付与しています。さらに、評議員には、理事の違法行為の差止請求権、役員等の解任の訴えの提訴権など法人の適切な業務運営を確保するための種々の権利も付与されています。そのため、新制度においては、評議員が、人事権等の重要な権利を適切に行使することにより、初めて一般財団法人の適正な運営が確保される仕組みとなっています。

特に、税制上の優遇措置を受けることとなる公益財団法人の業務運営が公正に行われるためには、広範で強い権限を付与されている評議員の人選が非常に重要となります。公益財団法人の運営が、特定の団体や勢力の利益に偏るおそ

れがなく、不特定かつ多数の者の利益のために適正かつ公正に行われるためには、評議員の人選に際しては、一般的な法人の業務運営に一定の知見を有しているだけでなく、当該法人の運営の公正さに疑いを生じさせない立場にある者であることも強く期待されます。

さらに、新制度においては、評議員は広範かつ強大な権限を有するだけでなく、4年間の任期が保障されており、自らの意思で辞任しない限りは原則としてその地位を失うことはないなど、その独立性も強く保障されています。

そのため、例えば、評議員の選任及び解任を「評議員会の決議で行う」とすると、「最初の評議員」の人選が特定の団体や勢力の関係者で占められた場合には、以後の評議員の選任も当該特定の団体や勢力の関係者によって占められることとなり、公正かつ適切な法人の業務運営を確保するために設けられた新制度の仕組みが有効に機能しないおそれがあります。

以上のように、認定を受けて公益財団法人に移行する特例財団法人が新制度上の最初の評議員の選任方法を決める場合には、当該法人と相互に密接な関係にある者ばかりが評議員に選任されることのないようにする必要があります。

「最初の評議員」の人選が特定の団体や勢力の利益に偏った方法でされた場合には、当該公益財団法人の事業が行われるに当たり、当該特定の団体や勢力に対し特別の利益が与えられるおそれが高いものともなりかねません（公益法人認定法第5条第3号等参照）。そのため、最初の評議員を選任する際には、そのための任意の機関として、中立的な立場にある者が参加する機関を設置し、この機関の決定に従って（最初の）評議員を選任することが望ましいといえます（考え方）。

最初の評議員の選任方法を認可する（整備法第92条）に際しては、このような考え方を踏まえ、公益財団法人の運営が特定の団体や勢力の利益に偏るおそれがなく、法人の運営の公正さに疑いを生じさせることとならない適切な選任方法となるように指導監督するよう、内閣府から主務官庁及び都道府県に対し要請しています。（要請の内容については、FAQ問Ⅱ-1-⑤を参照ください。）

（注）特例財団法人が、移行前に評議員を選任する場合には、併せて、評議員、評議員会、理事会（監事を置いていない場合は監事も含みます。）を置く旨の定款の変更をすることとなります（整備法第91条第2項及び第3項）。

（補足）新制度の評議員の人数は3人が下限であり、法律上の上限はありません。新制度の評議員の適切な人数については一概に言えませんが、法人の事業規模から見て余りに少数であれば、理事の監督等法人の適正な運営を確保することが困難になるおそれがあります。

他方、余りに多数であれば、評議員会の運営が法人にとって負担になります（評議員会への代理出席や書面による議決権行使は認められません。問Ⅱ－６－①（代理人の出席等）参照）。いずれの場合においても、評議員会の機能が形骸化し、特定の評議員の専横を招くおそれがあります。そのため、評議員の定数は法人の事業の規模、性質、内容等に応じ、適切な数とする必要があります（問Ⅱ－５－①（新制度の理事、監事、評議員の定数）参照）。

（考え方）（最初の）評議員を選任する任意の機関に参加する中立的な立場にある者に対しては、当該法人の関係者から、評議員候補者の経歴、評議員候補者とした理由、当該候補者と当該法人及び役員等との関係、兼職状況等、候補者が評議員として適任と判断した理由を説明することとなります。

（参照条文）

一般社団・財団法人法第 63 条 役員（理事及び監事をいう。以下この款において同じ。）及び会計監査人は、社員総会の決議によって選任する。

2 前項の決議をする場合には、法務省令で定めるところにより、役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の役員を選任することができる。

一般社団・財団法人法第 88 条 社員は、理事が一般社団法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該一般社団法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 （略）

一般社団・財団法人法第 89 条 理事の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として一般社団法人等から受ける財産上の利益をいう。以下同じ。）は、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定める。

一般社団・財団法人法第 105 条 監事の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定める。

2・3 （略）

一般社団・財団法人法第 126 条 次の各号に掲げる一般社団法人においては、理事は、当該各号に定める計算書類及び事業報告を定時社員総会に提出し、又は提供しなければならない。

一・二 (略)

三 理事会設置一般社団法人 第二十四条第三項の承認を受けた計算書類及び事業報告

四 (略)

2 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 理事は、第一項の規定により提出され、又は提供された事業報告の内容を定時社員総会に報告しなければならない。

一般社団・財団法人法第 153 条 一般財団法人の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一～七 (略)

八 評議員の選任及び解任の方法

九・十 (略)

2 (略)

3 次に掲げる定款の定めは、その効力を有しない。

一 第 1 項第八号の方法として、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定め

二 (略)

一般社団・財団法人法第 173 条 (略)

2 評議員は、一般財団法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

3 評議員は、三人以上でなければならない。

一般社団・財団法人法第 176 条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、その理事又は監事を解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が第七十一条第一項各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、その会計監査人を解任することができる。

一般社団・財団法人法第 177 条 前章第三節第三款(第 64 条、第 67 条第 3 項及び第 70 条を除く。)の規定は、一般財団法人の理事、監事及び会計監査人の選任及び解任について準用する。この場合において、これらの規定(第 66 条ただし書を除く。)中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、第 66 条ただし書中「定款又は社員総会の決議によって」と

あるのは「定款によって」と、第 68 条第 3 項第 1 号中「第 123 条第 2 項」とあるのは「第 199 条において準用する第 123 条第 2 項」と、第 74 条第 3 項中「第 38 条第 1 項第 1 号」とあるのは「第 181 条第 1 項第 1 号」と読み替えるものとする。

一般社団・財団法人法第 178 条 評議員会は、すべての評議員で組織する。

2 評議員会は、この法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

3 この法律の規定により評議員会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の評議員会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、その効力を有しない。

一般社団・財団法人法第 189 条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもって行わなければならない。

一 第 176 条第 1 項の評議員会（監事を解任する場合に限る。）

二 第 198 条において準用する第 113 条第 1 項の評議員会

三 第 200 条の評議員会

四 第 201 条の評議員会

五 第 204 条の評議員会

六 第 247 条、第 251 条第 1 項及び第 257 条の評議員会

3・4 （略）

一般社団・財団法人法第 197 条 前章第三節第四款（第 76 条、第 77 条第 1 項から第 3 項まで、第 81 条及び第 88 条第 2 項を除く。）、第五款（第 92 条第 1 項を除く。）、第六款（第 104 条第 2 項を除く。）及び第七款の規定は、一般財団法人の理事、理事会、監事及び会計監査人について準用する。この場合において、これらの規定（第 83 条及び第 84 条第 1 項を除く。）中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、第 83 条中「定款並びに社員総会の決議」とあるのは「定款」と、第 84 条第 1 項中「社員総会」とあるのは「理事会」と、第 85 条中「社員（監事設置一般社団法人にあっては、監事）」とあるのは「監事」と、第 86 条第 1 項中「総社員の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する社員」とあり、並びに同条第 7 項、第 87 条第 1 項第 2 号及び第 88 条第 1 項中「社員」とあるのは「評議員」と、同項中「著し

い損害」とあるのは「回復することができない損害」と、第90条第4項第6号中「第114条第1項」とあるのは「第198条において準用する第114条第1項」と、「第111条第1項」とあるのは「第198条において準用する第111条第1項」と、第97条第2項中「社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て」とあるのは「評議員は、一般財団法人の業務時間内は、いつでも」と、同条第4項中「前2項の請求」とあるのは「前項の請求」と、「前2項の許可」とあるのは「同項の許可」と、第104条第1項中「第77条第4項及び第81条」とあるのは「第77条第4項」と、第107条第1項中「第123条第2項」とあるのは「第199条において準用する第123条第2項」と、「第117条第2項第1号イ」とあるのは「第198条において準用する第117条第2項第1号イ」と、同条第5項第1号中「第68条第3項第1号」とあるのは「第177条において準用する第68条第3項第1号」と読み替えるものとする。

一般社団・財団法人法第199条 前章第四節（第121条第1項後段及び第2項並びに第126条第1項第1号、第2号及び第4号を除く。）の規定は、一般財団法人の計算について準用する。この場合において、これらの規定中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、第121条第1項中「総社員の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する社員」とあり、及び第129条第3項中「社員」とあるのは「評議員」と、第125条中「社員に」とあるのは「評議員に」と、第129条第1項及び第2項中「第58条第1項」とあるのは「第194条第1項」と、同条第3項ただし書中「第2号」とあるのは「債権者が第2号」と読み替えるものとする。

第284条 理事、監事又は評議員（以下この款において「役員等」という。）の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該役員等を解任する旨の議案が社員総会又は評議員会において否決されたときは、次に掲げる者は、当該社員総会又は評議員会の日から三十日以内に、訴えをもって当該役員等の解任を請求することができる。

- 一 （略）
- 二 評議員

公益法人認定法第5条 行政庁は、前条の認定（以下「公益認定」という。）の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。

- 一・二 （略）
- 三 その事業を行うに当たり、社員、評議員、理事、監事、使用人その他の政令で定める当該法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。
- 四～十八 （略）

整備法第 89 条 (略)

2・3 (略)

4 旧財団法人の寄附行為における評議員、評議員会、理事会又は会計監査人を置く旨の定めは、それぞれ一般社団・財団法人法に規定する評議員、評議員会、理事会又は会計監査人を置く旨の定めとしての効力を有しない。

整備法第 91 条 (略)

2 監事を置いていない特例財団法人は、評議員、評議員会、理事会及び監事を置く定款の変更をすることができる。

3 監事を置いている特例財団法人は、評議員、評議員会及び理事会を置く定款の変更をすることができる。

整備法第 92 条 特例財団法人が最初の評議員を選任するには、旧主務官庁の認可を受けて理事が定めるところによる。

整備法施行規則第 11 条 (略)

2 (略)

3 整備法第 103 条第 2 項第 3 号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 (略)

二 整備法第 106 条第 1 項の設立の登記において登記をする予定の理事及び監事（特例財団法人である認定申請法人（整備法第百条に規定する認定申請法人をいう。以下この項において同じ。）にあっては、理事、監事及び評議員。次号において「役員等就任予定者」という。）の氏名、生年月日及び住所を記載した書類

三～十 (略)